

石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部設置要綱

資料 5

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地の創造的復興に向けた各種の取り組みについて、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」(以下「復旧・復興本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 復旧・復興本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) インフラの早期復旧・強靱化に関すること。
- (2) 農林水産業、伝統産業、観光産業など能登の特色ある生業(なりわい)の再建に関すること。
- (3) 暮らしと地域コミュニティの再建に関すること。
- (4) 危機管理、安全・安心の充実にに関すること。
- (5) 今回の災害の教訓を踏まえた災害に強い地域づくりに関すること。
- (6) 能登ブランド強化に向けた創造的復興リーディングプロジェクトの創出に関すること。
- (7) 創造的復興に係る計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 復旧・復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、復旧・復興本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の時は、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、被災市町、国の機関、有識者に復旧・復興本部会議への出席を要請し、助言・提言を求めることができる

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第5条 復旧・復興本部に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、能登半島地震復旧・復興推進部創造的復興推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、復旧・復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区 分	職 名	職 務
本 部 長	知 事	復旧・復興本部の総括・議長
副本部長	徳田副知事 浅野副知事	本部長不在時の代理 本部長の補佐
本 部 員	総務部長 戦略広報監 危機管理部長 能登半島地震復旧・復興推進部長 企画振興部長 文化観光スポーツ部長 健康福祉部長 生活環境部長 商工労働部長 農林水産部長 競馬事業局長 土木部長 教育長 警察本部長	それぞれの部（局）関連事項の 実施責任者
計	17 人	

※本部長が不在の時に副本部長が代理する順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和 4 年 7 月 1 日、石川県規則第 28 号)」に準ずる。